平成 28 年度廿日市市人権推進事業計画

平成 28(2016)年 7 月

廿日市市

（人権・男女共同推進課）

目　　次

１．計画策定の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １

２．計画の性格 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １

３．取組の内容
　⑴　総合的な人権啓発の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １

　⑵　各人権課題への取組

　　ア．　女性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５

　　イ．　子ども ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７

　　ウ．　高齢者 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ９

　　エ．　障がいのある人 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １２

　　オ．　同和問題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １４

　　カ．　外国人 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １５

　　キ．　インターネットによる人権侵害 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １６

　　ク．　このほかの人権課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １７

４．　計画の推進体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １８

５．　計画の達成状況の点検・評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １８

○　　用語解説 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １９

１．計画策定の趣旨

本市では、人権施策を総合的・効果的に推進するため、平成２０（２００８）年に「廿日市市人権教育・人権啓発指針」を策定しました。また「廿日市市総合計画」において、「人権の尊重」をまちづくりの普遍的理念として位置づけ、一人一人が個人として尊重される社会、安心して暮らせるまちの実現に向けた様々な事業を展開しています。

しかし、近年の国際化、情報化、高齢化等の社会情勢の変化に伴い、人権問題もますます複雑化しており、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などに関わる問題、同和問題、インターネットによる人権侵害など、取り組まなければならない課題は数多く存在しています。

そのため、市民意識や市民ニーズ、地域実態を的確に把握するため、本市では平成２６（２０１４）年度に「人権問題に関する市民意識調査」を実施しました。この結果を反映し、今後の人権教育・人権啓発活動を効果的に推進するため、「人権推進事業計画」を策定しました。

２．計画の性格

「廿日市市総合計画」との整合を図るとともに、「廿日市市人権教育・人権啓発指針」に基づき具体的な取組を掲載しています。この計画の推進にあたっては、毎年度点検・評価を繰り返しながら、事業を展開します。

３．取組の内容

人権教育・人権啓発の対象者は、子どもから高齢者まで幅広く、取組を効果的に推進していくためには、地域の実情を踏まえ、対象者の資質向上を図るよう粘り強く実施していく必要があり、人権一般への普遍的視点から総合的に啓発を推進していく取組と、個々の人権課題に視点をあてた取組の両面から事業展開を図っていきます。

（１）総合的な人権啓発の推進

人権尊重の理念を伝え、人権に関わる国内法令など基本的な知識の習得を目的とした啓発や、人権を身近なものとして受け止めてもらえるよう、生命の尊さ・大切さや、他者との共生・共感の大切さ、互いの個性を認め、尊重しあうことが大切であるということを訴えかける啓発を推進します。

取組	内容	担当部署
*人権強調月間啓発事業	8月を*人権強調月間と定め、大手スーパーや夏祭り等で市民に啓発グッズを配布します。 【平成28年度実施予定】 ・啓発のぼりの設置（支所・市民センター等各施設） ・街頭啓発活動（大手スーパーや夏祭り等で市民に啓発標語入りグッズを配布） ・庁用車へ啓発プレートを貼付	人権・男女共同推進課
人権作品募集事業	人権を守り、差別を許さない行動を広めるために、市内小中学校の児童・生徒や市民から人権作品を募集します。 【平成28年度実施予定】 ・市内に在住、在学、在勤の人を対象として人権作品の募集を行います。 応募作品の中から入選作品を選考し、「人権フェスタ」〔日時：12月10日（土） 会場：さくらぴあ大ホール〕において表彰します。 ○募集期間　平成28年8月1日（月）～ 9月23日（金） ○募集内容 ①標語 ②作文（エッセイ等も含む） ③詩 ④ポスター ⑤写真	人権・男女共同推進課
*人権週間啓発事業（人権フェスタ）	*人権週間(12月4日～10日)によせて、「人権フェスタ」を開催。記念講演・人権作品表彰式等を行います。 【平成28年度実施予定】 ・平成28年12月10日（土）さくらぴあ大ホール 第1部　廿日市市人権作品・全国中学生人権作文コンテスト表彰式 第2部　山本シュウ 講演会	人権・男女共同推進課
市広報人権問題シリーズ掲載事業	人権尊重の意識を高め、様々な人権問題を解決する意欲を培うことを目的に、「みんなが手をつなぐために」を年間3回掲載します。 【平成28年度実施予定】 ・人権啓発シリーズ「みんなが手をつなぐために」を年3回掲載。市民を編集委員に加え、市民の視点を活かした原稿を作成します。	人権・男女共同推進課
人権啓発リーフレット作成事業	人権問題の解決をめざし、市民に分かりやすいよう、感覚や感性に訴える内容のリーフレットを作成します。 【平成28年度実施予定】 ・市民との協働による「リーフレット編集会議」により啓発リーフレットを作成し、広報はつかいちへ掲載します。	人権・男女共同推進課

＊の付いた言葉は、１９ページ以降に用語解説を掲載しています。

取組	内容	担当部署
人権啓発映画上映事業（ヒューマンシアター）	映画の上映を通して、広く市民に人権意識の醸成を図ります。 【平成28年度実施予定】 ・11月5日（土） さくらぴあ大ホール　上映作品：未定	人権・男女共同推進課
人権擁護委員連携事業	廿日市人権擁護委員協議会と連携し、啓発事業を行います。 【平成28年度実施予定】 ・人権の花運動：各小学校にヒヤシンスの栽培セットを配布し、協力しながら花を育てることにより、命の大切さ、育てることの大変さを学ぶことを目的として実施。 ・特設人権相談所の開設：6月と12月に各地域において、特設人権相談所を開設し、人権問題や身近な困りごとなどの相談を受け付けます。	人権・男女共同推進課
人権啓発推進団体支援事業	市民の自主的・自発的な啓発活動を推進している団体に補助金等の支援を実施します。 【平成28年度実施予定】 ・廿日市市人権啓発推進協議会連合会 夏の映画会、企業事業所部会講演会、就学前部会講演会の実施 ・人権問題啓発活動推進者の会 追研修会、育成研修会、地区別研修会の開催	人権・男女共同推進課
男女共同参画事業	*男女共同参画社会の実現に向け「男女共同参画市民フォーラム」を開催するほか、テーマに沿った小講座などを開催します。 【平成28年度実施予定】 ・第21回男女共同参画市民フォーラム in はつかいち 平成28年7月30日（土） さくらぴあ大ホール 谷口真由美さん講演会「誰もが自分らしく生きられる社会に向けて～女が得か、男が得か、なぜ誰もが生きづらい世の中なのか～」 ・男女共同参画小講座　テーマ：男女の健康ほか ・市民センター共催事業	人権・男女共同推進課

取組	内容	担当部署
多様な学習機会の提供（公民館活動一般事業）	地域の課題解決につながる学びや市民の学習ニーズなどに応え、更に学んだことを地域で活かすために、子どもから高齢者までを対象としたさまざまな講座や事業などを行います。 【平成28年度実施予定】 ・各市民センターに必要予算を分配し、主催事業を実施します。 家庭教育支援、青少年育成、現代的・社会的課題（男女共同参画、人権、環境保全、地域防災・安全、消費者問題等）、地域課題、高齢者学級、健康増進、平和学習、伝統文化継承、情報化など ・各支所地域づくりグループ（廿日市地域は地域政策課）と市民センターの連携を促進し、市民センターを拠点としてのまちづくりをめざします。	地域政策課 市民センター
こころの健康への取り組みの実施	うつ病などの精神疾患や自殺予防の基礎知識に関する講演会や、悩んでいる人に気づき、声をかける、話を聞いて必要な支援につなげる役割を担う「ゲートキーパー」の養成研修を実施します。 【平成28年度実施予定】 思春期（若年層）、働く世代、高齢期、妊産婦等のライフステージごとにテーマを設定し、心の健康、自殺対策などの知識や予防策、発症時の対応についての普及啓発と、相談機関の周知を図る。 （年間　7回）	健康推進課
人権推進員による職場研修	市職員全員が、日頃から人権尊重の視点を持ち、市民の立場で考え、行動できるよう、資質向上を図るため、各部署で研修を実施します。 【平成28年度実施予定】 ・各課に人権推進員を設置し、人権推進員を対象とした研修を実施します。 ・各職場で人権推進員による人権研修を実施します。	全部署

（2）各人権課題への取組

ア．女性

従来の「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割を固定的に捉える意識が社会に根強く残っており、このことが家庭や職場などにおいて様々な男女差別を生む原因となっています。男女が互いの人権を尊重し、対等なパートナーとして協力し合い、社会のあらゆる活動に自分の意思で参画でき、喜びも責任も分かち合える社会の実現に向けた取組を推進します。

取組	内容	担当部署
就職や再就職を希望する女性への学習機会の提供	就職や、結婚・出産により一度職場を離れ、再就職を行おうとする女性を対象としてセミナーを開催します。 【平成28年度実施予定】 ・3回シリーズのセミナーを開催します。 ①「あなたのためのライフプランとマネープラン」 ②「自信が持てる自分になれるビューティーアップセミナー」 ③「お仕事を探しに行こう！相談はどこで出来るの？」	人権・男女共同推進課
啓発冊子・リーフレットによる啓発の実施	家庭における*固定的性別役割分担意識の見直しや、*DV 防止、*セクハラ防止のため、啓発冊子やリーフレットなどを活用した啓発を行います。 【平成28年度実施予定】 ・相談窓口の紹介 ・*DV 防止リーフレットを、医師会を通して市内病院へ配布し、女性が手にしやすい場所に設置を依頼します。	人権・男女共同推進課
審議会等委員への女性の積極的登用	「廿日市市審議会等委員への女性登用促進ガイドライン」により、市の審議会等委員への女性の積極的登用を推進します。 【平成28年度実施予定】 ・女性登用促進ガイドラインに沿った審議会等委員への女性の積極的登用を、各部署へ依頼。	全部署
女性管理職の登用	これまで女性の参画が進んでいない政策・方針決定過程の場に、市として率先して参画を進めるため、女性リーダーの育成に積極的に取り組みます。 【平成28年度実施予定】 ・自治大学や市町村アカデミーで実施される、女性職員対象の研修への派遣。 ・女性リーダー養成の視点を持った人事マネジメントを所属長に周知。	人事課

取組	内容	担当部署
女性の採用・昇任・配置など、男女共同参画の視点に立った職場環境の整備	今まで男性職場・女性職場といわれてきた職場について、男女共同参画の視点に立った職場環境の整備を図ります。 【平成28年度実施予定】 ・職員採用試験ポスターのモデルに女性職員を起用し、女性が活躍できる職場をアピールする。	人事課
相談支援の実施	*DVの被害者等からの相談に対し、*母子・父子自立支援員による相談支援を実施します。 【平成28年度実施予定】 ・ひとり親家庭の生活支援や*DV対応等、専門性を持った*母子・父子自立支援員を設置し、相談体制の充実を図ります。	子育て支援課
関係機関との連携などによる支援	*DV等への被害者に対し、関係機関との連携による適切な保護や福祉サービスの提供等、被害者の状況に応じた支援を行います。 【平成28年度実施予定】 ・*DV被害者を保護・支援するためのネットワークを構築し、個々の状況に応じた適切なサービス提供を図ります。	子育て支援課

イ．子ども

近年、子どもたちを取り巻く環境は、児童虐待やいじめ・不登校等様々な問題があり、憂慮すべき状況にあります。この背景には、都市化、核家族化、少子・高齢化の進行に伴い、家庭の教育力や地域コミュニティの役割の低下などの要因が考えられます。

家庭、学校、地域、行政が連携を図りながら育成基盤を強化し、長期的な視野に立った取組を推進していきます。

取組	内容	担当部署
いじめ防止 対策推進事業	全ての児童生徒が、いじめの被害を受けたり、加害や傍観者の立場に立つことなく、安心して学習やその他の活動に取り組むことができる学校をつくります。 【平成28年度実施予定】 ・いじめを受けた児童・生徒やその保護者又はいじめを行った児童・生徒やその保護者への対応に関わって学校を支援するため、*スクールカウンセラーや*スクールソーシャルワーカーの派遣等を行います。	教育指導課
教育相談体制 の充実	小学校に*生徒指導アシスタントを、中学校に*心の教室相談員を配置し、児童・生徒の悩みや相談を聞いたり、話し相手になるなど心のケアにあたり、全ての児童・生徒が、いじめや不登校などの不安を抱かず、生き生きと学校生活を送ることができる体制作りを支援します。 【平成28年度実施予定】 ・*生徒指導アシスタントの配置（小学校） ・*心の教室相談員の配置（中学校）	教育指導課
子育て相談の 充実 （こんにちは赤ちゃん事業）	生活する地域の中で孤立せず、育児不安を解消しながら子どもを健やかに育てる環境づくりを行います。 【平成28年度実施予定】 ・生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を*母子保健推進員（ママフレンド）等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や様々な不安や悩み、母子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行います。支援が必要な家庭については、保健師や関連部署と連携し、継続した支援を行います。	健康推進課
子育て支援センター事業の実施	子育て家庭を支援するため、乳幼児及びその保護者を対象に、市内の子育て支援センターで相談指導等を実施します。 【平成28年度実施予定】 ・育児不安等について相談指導　・子育てサークルの育成 ・子育て支援に係る情報収集および情報提供 ・その他、子育て講座の実施などの子育て支援	子育て 支援課

取組	内容	担当部署
保育サービスの充実	*延長保育、*病児保育、*休日保育など、保護者のニーズに応じた保育サービスを実施します。 【平成28年度実施予定】 ・新設する私立保育園すべてにおいて*延長保育を実施するとともに、休日預かりについても調整を図り、実現に向け補助等を検討します。 ・*病児保育については医療機関との協力が必要不可欠であり、現在の*病児保育室のPRに努め利用拡大を図るとともに、広島市ほか7市町と締結した広域利用の促進を図ります。	子育て支援課
放課後などの居場所の確保	子どもの放課後の居場所づくりのため、学校などにおいて、*留守家庭児童会や*放課後子供教室を実施（拡充）します。 【平成28年度実施予定】 ○*留守家庭児童会の実施（子育て支援課） 放課後、保護者等が就労等で家庭にいないため、家庭での保育・指導を受けることが難しい小学生を対象に、児童の生活指導を実施します。 ○*放課後子供教室の実施（生涯学習課） ・現在活動している放課後子供教室が継続的な活動となるよう支援します。 （大野西小学校、大野東小学校、原小学校、阿品台東小学校） ・各学校支援地域本部と連携し、放課後子供教室の新規実施を図ります。	子育て支援課 生涯学習課
交通安全対策の強化 （子ども通学路安全対策事業）	子どもたちが、日常的に通う通学路において安全に安心して通行できるように、PTA・学校と連携しながら従来の設置基準にとらわれない即効的な交通環境整備を行います。 【平成28年度実施予定】 ・交通安全施設の整備を実施します。 安全啓発看板（巻付け看板や足跡マークの配布）、反射鏡、区画線（交通安全のための路面表示含む）、狭小道路から交通量の多い交差点への注意表記、交差点での一旦停止やカラー舗装、左右確認のピクト表示、防護柵（転落防止柵、ガードレール）、道路照明、その他（視線誘導標等）、市道河本線外２路線カラー舗装工事	維持管理課

ウ．高齢者

本市の高齢化率は、平成２８年４月１日現在で２７．８％とおよそ４人に１人が６５歳以上となっています。今後さらに高齢化が進行する中、生涯心身ともに健康で、生きがいや楽しみのある生活を送り、介護が必要となっても尊厳を持ち、慣れ親しんだ地域で暮らし続けられるまちづくりを進めるための取組を推進します。

取組	内容	担当部署
消費生活センターの運営	消費者トラブルの未然防止と被害回復を図るため、消費生活相談員による相談事業を実施します。 【平成28年度実施予定】 ・専門的な知識及び経験を有した消費生活相談員を配置し、電話・面談により、消費生活全般に関する相談に応じることにより、対応方法のアドバイス、業者との仲介及び専門機関の紹介等の支援を行い、消費者被害の未然防止及び消費生活トラブルの解決を図ります。 ○開 設 日　月曜日～金曜日（ただし祝日及び年末年始を除く。） ○開設時間　9時～16時（ただし12時～13時を除く。）	産業振興課
交通安全対策の強化（高齢者あんしん歩行事業）	急速に高齢化が進む中、安心して住み続けられる高齢者にやさしいまちづくりのため、市内中心部の生活経路において、高齢者の生活に配慮した道路の改善を行います。 【平成28年度実施予定】 ・生活道路における施設改善を実施します。 ①転倒防止のための段差解消 ②交通安全のための路面表示 ③事故防止のための死角の排除等	維持管理課
生きがい対策・社会参加の推進	老人クラブやシルバー人材センターなどの活動を支援し、高齢者が生きがいを持って社会との関わりを持ちながら暮らしていけるよう取組を推進します。 【平成28年度実施予定】 ・老人クラブ、単位老人クラブへの補助金交付を通じて指導・助言を行います。 ・シルバー人材センターへの補助金交付を通じて指導・助言を行います。	高齢介護課

取組	内容	担当部署
一人暮らしの高齢者などへの生活支援の実施	配食サービスや緊急通報装置の設置、やすらぎ支援員の派遣などを実施し、高齢者の自立支援や介護者支援のための取組を推進します。 【平成28年度実施予定】 ・配食ネットワーク事業：ひとり暮らし高齢者等に、栄養バランスのとれた食事を訪問により提供するとともに、訪問の際、高齢者の安否確認を行います。 ・見守りホットライン事業：ひとり暮らし高齢者に、緊急通報装置を貸与し、緊急時に専用の受信センターに通報できる体制整備を行います。 ・認知症高齢者家族やすらぎ支援事業：認知症に関する研修を受けたやすらぎ支援員が高齢者宅を訪問し、見守り、話し相手などを行うことで介護者の負担軽減を図ります。	高齢介護課 地域包括支援センター
※認知症地域支援推進員の設置	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう支援します。 【平成28年度実施予定】 ・※認知症地域支援推進員を、平成 27 年度より地域包括支援センターはつかいちに 1 名配置していますが、平成 28 年 4 月から地域包括支援センターおおのにも 1 名配置し、よりきめ細かな対応をめざします。 ・複数の専門職が、家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメントや家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う認知症初期集中支援チームを、平成 28 年 10 月に本格稼動を予定しています。	地域包括支援センター
高齢者への虐待防止と早期発見に向けた取組の実施	地域に出かけ、介護などによる高齢者への虐待防止を呼びかけるとともに、相談窓口の周知などにより、早期発見に向けた取組を実施します。 【平成28年度実施予定】 ・高齢者虐待の相談窓口が地域包括支援センターであることを＊出前講座等で周知します。 ・高齢者虐待防止ネットワーク会議を開催し、廿日市市の現状報告や事例から抽出された課題を協議することにより、関係団体との連携強化を図り、虐待防止の取組を進めます。	地域包括支援センター

取組	内容	担当部署
家族介護教室	在宅で介護をする場合の心構えや知っておきたい知識、介護技術などについて学ぶ機会を増やすための家族介護教室を実施します。 【平成28年度実施予定】 ・人権・男女共同推進課、市民センターと共催で実施を検討するほか、地域からの要望のある*出前講座の中でも実施します。 ・土日や夜間等で講座を行うなど、勤務しながらの介護で負担の大きい男性介護者をターゲットに実施する方法を検討します。	高齢介護課 地域包括支援センター
在宅医療・介護連携推進事業	医療・福祉・介護が連携したネットワークを推進し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう支援します。 【平成28年度実施予定】 地域の関係機関の多職種連携を推進し、連携体制の強化を図ります。（委託先は保健・医療・福祉にかかわる専門職団体で作られた「五師士会」を検討します。） ・地域の医療・介護サービス資源の把握・介護の資源の把握 ・在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策を検討する会議の開催 ・在宅医療・介護連携に関する相談支援 ・在宅医療・介護関係者の研修 ・在宅医療・介護に関する地域住民への普及啓発 ・在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携	高齢介護課
養護老人ホーム入所措置	経済的理由等により在宅生活が困難な高齢者に対し、養護老人ホームへの入所を措置します。 【平成28年度実施予定】 ・環境上及び経済的理由により在宅での介護が困難な高齢者に対し、養護老人ホームへの入所を措置し、高齢者の福祉の推進を図ります。 ・措置の申出により、要否を判定するための入所判定部会を開催します。 ・入所者の状況調査のため、施設の訪問を行い、施設職員及び入所者本人と面接を行います。	高齢介護課

エ．障がいのある人

*障害者権利条約において「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする」と規定されています。しかし現実には、様々な物理的又は社会的障壁のために不利益を被ることが多く、その自立と社会参加が阻まれている状況にあります。全ての市民が、障がいのあるなしにかかわらず、個人として相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた取組を推進します。

取組	内容	担当部署
障がいのある人への差別解消への取組の推進	*障害者差別解消法の施行を踏まえ、障がいのある人への差別解消に関わる啓発に努めるとともに、法制度に基づく取組を推進します。 【平成28年度実施予定】 ・市広報誌やホームページによる障害者差別解消法の周知。 ・差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される「障害者差別解消支援地域協議会」（任意規定）について、平成28年度又は平成29年度に組織することをめざし、検討します。 ・具体的に対応した「合理的配慮」の事例を収集し、今後の対応の参考とします。	障害福祉課
障がいのある人の権利擁護のための相談窓口の設置	*廿日市市障がい福祉相談センター（きらりあ）や社会福祉協議会等による相談機能の強化を図るとともに、パンフレットの作成や市広報紙等で相談窓口の周知を図り、啓発を進めます。 【平成28年度実施予定】 ・*廿日市市障がい福祉相談センター（きらりあ）社会福祉協議会、相談支援事業所等との連携を深め、より一層の相談支援体制の強化を図ります。（24 時間相談窓口の検討など） ・*はつかいち福祉ねっと権利擁護ワーキングによる研修会などを開催します。 ・パンフレットの作成や市広報紙、ホームページへの掲載、はつかいち福祉ねっとホームページの開設などで周知を図ります。	障害福祉課

取組	内容	担当部署
特別支援教育の充実	発達障がい等のある児童・生徒や個別の支援を必要とする児童・生徒の学校生活や学習をサポートするため、特別支援教育支援員を配置します。 【平成28年度実施予定】 ・発達障がいのある児童の学校生活や学習を支援するために特別支援教育支援員を配置します。 ①発達障がい等生活や学習において、教育上特別な支援を必要とする児童に対する支援を行う支援員 ②身体に障がいのある児童に対する支援を行う支援員 ③特別支援学級（原則5名以上の学級）に在籍する児童に対する支援を行う支援員	教育指導課
市民センターのバリアフリー化	誰もが利用しやすい施設とするため、市民センターにエレベーターを設置します。 【平成28年度実施予定】 ・平良市民センター耐震改修・リニューアル工事（エレベーター設置、トイレの洋式化）	地域政策課
消防職員手話研修の実施	基礎的な手話の習得と聴覚障がいに関する基礎知識を学ぶ研修を実施することにより、消防職員が、窓口対応や救急現場活動等において、適切に対応が行えるように取り組みます。 【平成28年度実施予定】 消防職員を対象とした手話研修の実施 ○実施期間：平成 28 年 6 月 24 日（金）～平成 28 年 10 月 24 日（月） 5 講座×2 回（計 10 回） ○内容： コミュニケーション表現、場所・空間表現、指文字表現など ○講師（委託先）： 佐伯地区ろうあ協会	消防本部総務課

オ．同和問題

同和問題の解消に向けては、*同和対策事業特別措置法等に基づき、同和地区の生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備事業は着実に成果をあげてきました。しかし、心理的な差別については依然として存在しています。こうした差別意識を解消していくために、学習会や研修会、広報紙やリーフレットなどを活用した啓発活動に取り組みます。

取組	内容	担当部署
*隣保館管理運営事業	地域社会の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題解決のための各種事業を総合的に実施します。 【平成28年度実施予定】 ・職員による生活相談や健康相談等、各種相談活動 ・毎月の広報誌の発行による、人権啓発・広報活動 ・会館まつりなどを通して、地域住民のコミュニティづくりに寄与する交流ふれあい事業 ・健康講座・保健福祉講座を開催し、主として高齢者の健康増進・生きがい対策を実施	人権・男女共同推進課
研修会の開催および開催支援	同和問題に関する偏見や差別意識を解消するための講演会などの開催および外部団体が実施する研修会の支援。 【平成28年度実施予定】 ・平成28年度人権問題啓発活動推進者育成研修会（平成28年9月24日（土））	人権・男女共同推進課

カ．外国人

本市では、合併による市域の拡大や外国人住民の増加、世界文化遺産を擁する宮島に訪れる外国人観光客の増加など、国際化が進んでいます。今後こうした傾向はますます強くなると考えられ、世界の人々との幅広い交流を促進していくための人づくりや体制作りが必要です。他国の言語、宗教、生活習慣等への理解不足による外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化や多様性を受け入れ、国際的視野に立って一人一人の人権が尊重されるよう啓発活動を推進していきます。

取組	内容	担当部署
国際交流の推進	市民との協働により、多様な文化を知るための国際交流を推進し、市民の国際感覚を高めます。 【平成28年度実施予定】 ・国際交流協会や多文化共生相談員による国際理解講座の開催。 ・留学生を対象にした平和学習プログラム「*はつかいち平和ツアーin 広島」の開催。（今年度で14回目） ・小学生低学年を対象に、英語の言葉や文化について学ぶ「はつかいちKids'Club」の開催。（2期全12回） ・「生涯学習フェスティバル」、「センターまつり」などのイベントに参加し、協会活動の発表とPRの実施。 ・市内4か所で日本語教室の開催。日本語支援者養成講座を実施し、修了者がそれらの日本語教室で学習支援を実施できるよう人材を育成する。 ・ホームステイ受け入れなど異文化交流の促進。	協働推進課
*多文化共生相談事業	外国人市民が安心して生活ができるよう、多文化共生相談員（外国人相談員）による相談や国際交流協会と連携した情報の提供を充実させるとともに、市広報などにより*多文化共生の意識を普及します。 【平成28年度実施予定】 ・多文化共生相談員による行政窓口での通訳、生活相談支援。 ・平成23、24年度に作成した行政資料（多言語通訳）の活用や、行政情報を多言語に翻訳するなど外国人の生活支援。 ・学校、保育園などでの保護者面談での通訳、通知文の翻訳。 ・日本語教室や外国人交流会の開催（廿日市市国際交流協会へ委託）。 ・日本語教室で防災講話、日本文化体験会などの開催。	協働推進課
ALT（外国語指導助手）の配置	子どもたちが異文化を理解し、外国の人々と積極的コミュニケーションを図ろうとする態度を身につけます。 【平成28年度実施予定】 ・各校へのALT（外国語指導助手）の派遣 ALT（外国語指導助手）を全幼・小・中学校に配置し，実践的コミュニケーション力の育成に努めます。	教育指導課

キ．インターネットによる人権侵害

インターネットは情報の収集や発信、コミュニケーションの手段として、私たちの生活を飛躍的に便利なものにしています。近年では携帯電話、特にスマートフォンの急速な普及に伴い、子どもたちにとっても身近なものになっています。

その一方で、企業や行政機関が保有する顧客などの個人情報が、大量に流出する事件が相次いで発生しています。また、ホームページや電子掲示板の匿名性を利用して、個人の名誉やプライバシーを侵害するなどの様々な人権問題が多発しています。

利用者一人一人が情報モラルを守り、人権を侵害するような情報を発信させないよう啓発に取り組みます。

取組	内容	担当部署
情報活用能力(*メディア・リテラシー)の育成	小・中学生へ情報活用能力(*メディア・リテラシー)を育成するため、学校における情報教育の充実を図ります。 【平成28年度実施予定】 ・小学校においては、教科の授業のみならず、道徳や特別活動において情報モラルに関する内容を扱い、情報活用能力を育成します。 ・中学校においては、技術科の授業を中心に情報教育の充実を図ります。また、道徳や特別活動において情報モラルに関する内容を扱い、情報活用能力の向上を図ります。	教育指導課
情報セキュリティ研修	市職員に対して、情報セキュリティに関する研修を行い、人的な要因による情報漏えいの防止に努めます。 【平成28年度実施予定】 ・平成28年度新規採用職員研修において情報セキュリティ研修を実施します。 ・セキュリティ責任者(所属長)に対して、情報セキュリティ教育研修を実施します。 ・職員、嘱託・臨時職員への*e-ラーニングによる情報セキュリティ研修を実施します。	情報推進課

ク．このほかの人権課題

前述の人権課題に加え、ＨＩＶ感染者・ハンセン病患者・元患者等、犯罪被害者等、性同一性障害や性的指向等、法務省が掲げる強調事項を中心に、差別解消に向けて正しい知識の普及や啓発に向けて取組を推進します。

取組	内容	担当部署
啓発冊子・リーフレットによる啓発の実施	啓発冊子やリーフレットの配布により、偏見や差別意識の解消に向けた啓発を実施します。 【平成28年度実施予定】 ・人権啓発リーフレット「しあわせに生きたい」や、広報はつかいちなどで、各人権課題をテーマにした記事を掲載します。	人権・男女共同推進課
相談窓口の充実	気軽に相談できる窓口を設置することにより、市民生活の安心・安定を図ります。 【平成28年度実施予定】 ・市民相談（市民相談員） ・無料法律相談（弁護士） ・行政相談（行政相談委員） ・行政書士による無料相談（行政書士） ・年金労働相談（社会保険労務士） ・無料登記相談（土地家屋調査士）	経営政策課
被害者保護のための住民基本台帳の閲覧制限	*DV、ストーカー行為、児童虐待およびこれらに準ずる行為の被害者保護のための、住民基本台帳の閲覧制限を実施します。 【平成28年度実施予定】 ・加害者による住民票の写し、戸籍の附票の写しの請求拒否 ・第三者、職務上の請求の厳格審査 ・住民基本台帳閲覧簿の削除など	市民課

４．計画の推進体制

計画を継続的に実行、検証・評価を行うために、「人権行政推進会議(※1)」において、実施状況を確認し、自己点検するとともに、「人権推進委員会(※2)」へ実施状況を報告し、評価やより良い施策とするための意見を受け、改善を行います。

※1　人権行政推進会議

人権施策の調整を行うための庁内組織。幹部（副市長、教育長、各部局の長）で構成。

※2　人権推進委員会

人権行政に関する施策について、市民から幅広く意見を求めるための組織。有識者で構成。

５．計画の達成状況の点検・評価

次の指標と目標値により、達成状況について点検・評価を行います。

人権推進事業計画における指標と目標値

指　　標	現況値 （平成 26 年度）	目標値 （平成 31 年度）
「基本的人権」の認知状況	87.4%	95.0%
「人権週間」の認知状況	31.6%	45.0%
人権問題に関心がある人の割合	91.4%	95.0%
この５年間に人権侵害を受けた ことがある市民の割合	参考値：28.5% （今までに人権侵害を受けたことがある人の割合）	10.0%
社会全体での男女の平等感	14.3% (H25)	40.0%

○用語解説（五十音順）（本文中に＊をつけた用語の解説）

用　語	解　　説	ページ
e-ラーニング	インターネットを利用した学習形態。ネットワークに接続さえすれば自分の自由な時間に自分のペースで学習できる、進捗状況やテスト結果などのフィードバックが即座に確認できる、など多くのメリットがある。	16
延長保育	通常の保育時間を越えて保育が必要な子どもに、保育所または認定こども園（幼稚園と保育所の特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設）で保育を行う。	8
休日保育	休日（日曜日、祝日）に、保護者が仕事や病気などのために、家庭での保育ができない場合に、保護者に代わって保育を行う。	8
心の教室相談員	教職経験者や青少年団体指導者など地域からの人材を「心の教室相談員」として配置し、生徒の悩みなどの相談や、気軽な話相手となることにより、生徒が悩み等を抱え込まず、心にゆとりを持てるような環境づくりを行う。	7
固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」といったように役割が定められているという考え方であり、男女が分かち合うべき育児や介護、家事などの役割を女性にのみ期待することをいう。こうした考え方は、女性の能力開発や社会参画を阻む要因となっている。	5
障害者権利条約	障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約。2006 年 12 月 13 日に国連総会において採択され、2008 年 5 月 3 日に発効。 日本では、2014 年 1 月 20 日に批准書を寄託、同年 2 月 19 日に効力を発生した。	12
障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消に推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号））	障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的として、平成 25 年 6 月に制定された（平成 28 年 4 月 1 日施行）。	12
人権強調月間	昭和 40 年（1965年)8月に、同和問題に関する諮問に対して、節目となる答申が提出されたということに着目し、8月を人権強調月間と定め、県西部3市（廿日市市・大竹市・江田島市）で連携して行っている様々な啓発事業の一つ。	2
人権週間	1948 年 12 月 10 日の国際連合第 3 回総会において世界人権宣言が採択されたことを記念して、1949 年に法務省と全国人権擁護委員連合会が 12 月 10 日を最終日とする 1 週間（12 月 4 日-12 月 10 日）を人権週間と定めており、その期間中、世界人権宣言の趣旨及びその重要性、人権尊重思想の普及高揚を図るため、全国各地でシンポジウム、講演会等を開催するほか、テレビ・ラジオなどのマスメディアを利用した集中的な啓発活動を行っている。	2

用　語	解　　説	ページ
スクールカウンセラー	児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなど、学校の教育相談体制において大きな役割を担っている。	7
スクールソーシャルワーカー	本人が抱えている問題の原因が環境にあるという観点で介入し、本人と福祉・医療などを結びつけることによって問題を解決していく役割。カウンセラーは原則カウンセリングルームから出る支援を行わないが、ソーシャルワーカーは家庭訪問だけでなく、福祉・医療機関などへの同行、子どもが何を求めているのかの代弁なども行う。	7
生徒指導アシスタント	いじめや不登校など生徒指導上の課題を抱える子どもたちの身近な話し相手、授業中の校内巡回指導など生徒指導のサポートを行う。	7
セクハラ（セクシュアル・ハラスメント）	相手の意に反した性的な言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、公衆の場へのわいせつな写真の掲示など、様々な態様のものが含まれる。特に、雇用の場においては、「職場において行われる性的な言動に対する対応により、仕事をする上で、不利益を与えたり、それを繰り返すことにより、就業環境を著しく悪化させること。」とされている。	5
多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。	15
男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。	3
出前講座	市の施策や事業を説明するとともに、市民団体など（市民を主たる構成員として市内でまちづくりなどに取り組む団体およびグループ）の方と意見交換（対話）を行い、市政への理解を深め、協働のまちづくりを進めるもの。	10
同和対策事業特別措置法	国および地方公共団体の責務を定めた法律（10 年間を期限とする時限立法）。同和地区住民に対する不当な差別と偏見を排除し、社会的・経済的地位の向上をはばむ諸要因を解消することが目的して、1969 年に公布・施行された。	14
DV（ドメスティック・バイオレンス）	配偶者や恋人などの親密な関係にあるパートナーから加えられる暴力のことをいう。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力（生活費を渡さないなど）、社会的暴力（交友の制限など）も含まれる。こうした暴力は、家庭内の問題とされ表面化しにくい傾向があり、人権侵害としても社会問題となっている。	5 6 17
認知症地域支援推進員	地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や、地域の支援機関をつなぐ連携支援や相談業務等を行う。	10
廿日市市障がい福祉相談センター（きらりあ）	障がいに関する相談の総合窓口。 地域生活に関する相談、福祉サービスの利用に関する相談、子どもの発達等に関する相談、お金に関する相談など、障がいのある人やその家族からのさまざまな悩みを聞いて、一人一人に合った支援を行う。	12

用　語	解　　説	ページ
はつかいち福祉ねっと	障害福祉サービス等の利用に関することなど、地域の実情に応じ、適切な相談支援が実施できる体制として、福祉、保健、医療、教育、就労などの多分野・多職種の関係者が集まったネットワーク。	12
はつかいち平和ツアーin 広島	国際交流協会の翻訳・通訳、ホストファミリー、日本語教室、事業協力等の各ボランティアが実行委員会を立ち上げ、日本の大学に留学している学生が廿日市市内にホームステイし、平和記念式典の参列や平和についての意見交換をするなど、平和について学ぶ学習プログラム。	15
病児保育 (病後児保育)	病気や病気の回復期などで、集団保育が困難な子どもを一時的に医療機関等で保育する。	8
放課後子供教室	すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの居場所を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する。	8
母子・父子自立支援員	母子家庭や父子家庭の福祉に関して実情を把握し、個人それぞれのケースに応じて自立に必要な相談や指導を行う相談員。	6
母子保健推進員 (ママフレンド)	市から依頼を受け、地域の子どもとお母さんの健康を守るために、身近な子育てサポーターとして活動し、主にはこんにちは赤ちゃん事業等で乳幼児家庭の訪問を実施している。	7
メディア・リテラシー	新聞、雑誌、広告、テレビなどのほか、新たな情報伝達手段であるインターネットも含めた、メディアからの情報を主体的に解釈し、選択し、使いこなす能力のこと。情報を創造し発信する能力も含まれる。	16
隣保館	福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる地域に密着した福祉センター(コミュニティセンター)として、生活上の各種相談事業をはじめ社会福祉等に関する総合的な事業及び国民的課題として人権・同和問題に対する理解を深めるための活動を行い、もって地域住民の生活の社会的、経済的、文化的改善向上を図るとともに、人権・同和問題の速やかな解決に資することを目的とした施設。	14
留守家庭児童会	保護者が就労や疾病等の理由で放課後に家庭にいない小学生に、授業終了後に遊びと生活の場を提供する。	8